第百七十三条中「第百六十八条第二号若しくは第三号、第百七十条又は第百七十一条」を「第百七十二条第二項、第百七十四条又は第百七十五条」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第百七十七条とする。

第百七十二条中「ときは、その」を「場合には、当該」に改め、同条第一号中「第五十八条」を「第六十二条」に改め、同条第二号中「第六十六条第一項若しくは第七十八条第一項」を「第七十条第一項若しくは第八十二条第一項」に、「第六十六条第二項若しくは第七十八条第二項」を「第七十条第二項若しくは第八十二条第二項」に改め、同条第三号中「第七十三条」を「第七十七条」に改め、同条第四号中「第百六十二条第四項」を「第百六十六条第四項」に改め、同条を第百七十六条とする。

第百七十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十八条第二項、第九十一条、第百一条第二項、第百九条第二項、第百二十五条第二項又は第百三十九条第三項」を「第十九条第二項、第百五条第二項、第百十三条第二項、第百二十九条第二項又は第百四十三条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第百二条、第百十条、第百十四条、第百二十六条、第百三十一条又は第百四十条」を「若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項若しくは第二項、第百六条第一項若しくは第二項、第百十四条第一項若しくは第二項、第百十八条第一項若しくは第二項、第百三十条第一項若しくは第二項、第百三十五条第一項若しくは第二項又は第百四十四条第一項若しくは第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第四十八条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第二十七条第一項（第四十八条第二項」を「第二十八条第一項（第五十二条第二項」に、「第三十八条第一項（第四十八条第三項」を「第四十条第一項（第五十二条第三項」に、「第四十九条、第百三条第一項（第百三十六条第一項」を「第五十三条、第百七条第一項（第百四十条第一項」に、「第百十一条第一項（第百十九条第一項」を「第百十五条第一項（第百二十三条第一項」に、「第百十五条第一項（第百十九条第二項」を「第百十九条第一項（第百二十三条第二項」に、「第百二十条、第百二十七条第一項（第百三十六条第二項」を「第百二十四条、第百三十一条第一項（第百四十条第二項」に、「第百三十二条第一項（第百三十六条第三項」を「第百三十六条第一項（第百四十条第三項」に、「第百三十七条、第百四十一条第一項若しくは第百六十二条第一項」を「第百四十一条、第百四十五条第一項若しくは第百六十六条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第九十七条第一項」を「第百一条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第九十五条の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

第百七十一条を第百七十五条とする。

第百七十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「、第十九条第一項」を削り、「第二十二条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項」を「第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三十二条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第四十四条第一項」を「第三十八条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十七条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第二十八条第五項、第三十九条第五項、第百四条第三項、第百十二条第三項、第百十六条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三条第三項、第百四十二条第三項、第百四十六条第三項、第百四十八条第三項、第百五十一条第三項又は第百五十三条第三項」を「第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百八条第四項、第百十六条第四項、第百二十条第四項、第百三十二条第四項、第百三十七条第四項、第百四十六条第四項、第百五十条第三項、第百五十二条第三項、第百五十五条第三項又は第百五十七条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第百七十四条とする。

第百六十九条中「第六十五条第二項又は第七十七条第二項」を「第六十九条第二項又は第八十一条第二項」に、「その」を「当該」に改め、同条を第百七十三条とする。

第百六十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第九十三条」を「第九十七条」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第九十六条」を「第百条」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第二号とし、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第五十六条第二項又は第六十七条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百六十八条を第百七十二条とする。

第百六十七条第一項中「第三章第一節」の下に「（第五条第一項を除く。）」を加え、「第百六十二条第三項」を「第百六十六条第三項」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「第百六十二条第九項」を「第百六十六条第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条第一項における主務大臣は、エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標に係る部分については経済産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

第八章中第百六十七条を第百七十一条とし、第百六十六条を第百七十条とし、第百六十五条を第百六十九条とする。

第百六十四条第一項中「第六十一条（第六十二条第四項」を「第六十五条（第六十六条第四項」に、「第六十五条、第七十七条又は第九十六条」を「第六十九条、第八十一条又は第百条」に改め、同条を第百六十八条とする。

第百六十三条第一項中「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に、「第二十五条第二項」を「第二十六条第二項」に、「第三十一条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第三十四条第二項」を「第三十六条第二項」に、「第三十八条第二項」を「第四十二条第二項」に、「第四十五条第二項」を「第四十四条第二項」を「第四十七条第二項」に、「第五十一条第一項第二号」を「第五十五条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第五十二条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第百六十七条とする。

第百六十二条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第三十二条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十五条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、「第四十条第一項及び第三項並びに」を削り、「の規定」を「並びに第四十六条第一項及び第三項の規定」に改め、同条第二項中「、第十九条第一項」を削り、「第二十二条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項」を「第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三十二条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第四十四条第一項」を「第三十八条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項及び第四十七条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項及び第四項、第十九条第一項」を「第十九条第一項及び第四項」に、「及び第三項、第二十二条第一項」を「、第二十二条第一項及び第三項」に、「及び第三項、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第三項」を「、第二十五条第一項及び第三項、第二十六条第一項、第三十二条第一項」に、「、第三十五条第一項及び第三項」を「及び第三項、第三十五条第一項」に、「第四十条第一項及び第三項、第四十一条第一項、第四十二条第一項」を「第三十七条第一項及び第三項、第三十八条第一項」に、「並びに第五十条」を「、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第三項、第四十七条第一項並びに第五十四条」に、「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第六項中「第百一条第一項」を「第百五条第一項」に、「第百二十五条第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第百三十九条第一項」を「第百四十三条第一項」に改め、同条第七項中「第百一条第一項」を「第百五条第